

静岡県人事委員会は、静岡県職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則13-114

静岡県職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の自己啓発等休業に関する規則（静岡県人事委員会規則13-73）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(退職手当の取扱い) 第9条 (略) (1) (略) (2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条の規定による <u>懲戒処分</u> （懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けていないこと。 (3) (略) ア (略) イ <u>法第28条の2第1項</u> の規定により退職した場合（ <u>法第28条の3第1項</u> の期限又は <u>同条第2項</u> の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合	(退職手当の取扱い) 第9条 (略) (1) (略) (2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条の規定による <u>懲戒処分</u> 又はこれに準ずる処分を受けていないこと。 (3) (略) ア (略) イ <u>法第28条の6第1項</u> の規定により退職した場合（ <u>法第28条の7第1項</u> の期限又は <u>同条第2項</u> の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 第9条第1項第3号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項に規定する旧地方公務員法勤務延長期限若しくは同条第6項の規定により延長された期限の到来により退職した場合又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合に適用する。